

「緑の募金」顕彰規定

公益社団法人北海道森と緑の会

1 目的

緑の募金に対して、多額の寄附を行った個人又は団体及び募金活動等に功績のあつた個人又は団体等に、謝意を表するとともにこれらの緑の募金の推進、発展に資する。

2 感謝状及び表彰状の基本的な考え方

- (1) 多額な寄附者に対し、公益社団法人北海道森と緑の会理事長感謝状の贈呈をもって行う。
ただし、同一の個人又は団体に対する感謝状の贈呈は、同一年度内一回限りとする。
- (2) 募金活動の功績に対し、公益社団法人北海道森と緑の会理事長表彰状の贈呈をもって行う。

3 感謝状及び表彰状贈呈の仕組み

緑の募金運営委員会は、事務当局から別記様式に基づき感謝状及び表彰状の贈呈の対象者の報告のあつたときは、所定の審査を行い選定する。この結果をうけて、理事長感謝状及び表彰状を贈呈する。

4 顕彰の伝達

功績を讃えるため、公益社団法人北海道森と緑の会通常総会の会場において行うことを原則とする。

5 その他

- (1) 「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」(平成7年法律第88号)に基づく募金について、平成18年4月1日以降に多額の寄附を行った者について適用する。
- (2) この規定に定めるもののほか、顕彰の実施に当たって特に必要とする事項が生じた場合には、理事長が定めることができる。

<別記>

感謝状贈呈基準

- 1 5万円以上30万円未満個人寄付を行った者。
- 2 10万円以上50万円未満の団体寄附を行った者。

[平成22年4月1日改正]

(参考)

北海道森と緑の会「顕彰規定」

○ 北海道森と緑の会「緑の募金」顕彰規定

北海道森と緑の会に対し寄付があった場合は、北海道森と緑の会理事長から感謝状を贈呈

区 分	寄付の額
個 人	5 万円以上 3 0 万円未満
団 体	1 0 万円以上 5 0 万円未満

○ 国土緑化推進機構感謝状贈呈基準

国土緑化推進機構（都道府県緑化推進委員会を含む）に対し寄付があった場合は、次の基準に基づき、農林水産大臣、林野庁長官及び国土緑化推進機構理事長から感謝状を贈呈

区 分	農林水産大臣 感謝状	林野庁長官 感謝状	国土緑化推進機構 理事長感謝状
個 人	500 万円以上	100 万円以上 500 万円未満	30 万円以上 100 万円未満
団 体	1,000 万円以上	200 万円以上 1,000 万円未満	50 万円以上 200 万円未満

- (注) 1. 同一の個人又は団体から同一年度内に 2 回以上の寄付があった場合には、その合計額をもって寄付の額とする。
2. 同一の個人又は団体から 2～3 年間連続して寄付があった場合には、2～3 年目の寄付の額はその合計額とする。
3. 農林水産大臣感謝状については、当該寄付により紺綬褒章を受章したもの（申請中を含む。）は対象としない。

(別記様式1)

寄付調書 (個人)

1 氏名 ふりがな	
2 生年月日 (年齢、性別)	大正 昭和 平成 令和 年 月 日 (歳 男 女)
3 現住所	
4 職業	
5 寄付年月日	
6 寄付金額	
7 その他特記事項	

(別記様式2)

寄付調書 (団体)

ふりがな 1 団体の名称	
ふりがな 2 代表者氏名	
3 所在地	
4 団体の事業概要	
5 寄付年月日	
6 寄付金額	
7 その他特記事項	